

【法第75条】 店舗販売業者は販売等についての最終的な責任者（処分・罰則の対象者）

【法第26条第2項第1号】 構造設備基準の遵守

【法第26条第2項第2号、法第30条第2項第1項】 専門家従事体制確保

【法第27条】 店舗において一般用医薬品以外の医薬品の販売禁止

【法第28条第1項、法第31条の2第1項】 店舗等を自ら管理又は指定する者に管理させる

【法第28条第1項、法第31条の2第1項】 管理者の意見尊重

【法第29条の3】 店舗における掲示

【法第31条】 区域での基準適合以外の医薬品販売禁止

【法第36条の5】 一般用医薬品の販売を専門家に行わせる

【法第36条の6】 一般用医薬品の情報提供を専門家に行わせる

【法第37条第1項】 店舗による販売（店舗販売業）

【法第37条第1項】 配置による販売（配置販売業）

【法第37条第2項】 配置販売業の分割販売禁止

【法第45条～第48条】 毒薬・劇薬を正しく取り扱う

【法第55条～第57条】 不良医薬品等の販売等禁止

【法第57条の2】 医薬品の区分陳列

【法第66条～第68条】 不適切な医薬品の広告禁止

販売業者の責務

販売者・管理者の責務

管理者の業務

必要な意見を店舗販売業者等に述べる

店舗等の専門家従事体制の確保把握・是正

販売・情報提供が適正かどうかを監督

情報提供の内容・方法の適正を監督

実務経験が専門家の管理下で行われているかを監督

店舗の構造設備基準の遵守

毒薬・劇薬の正しい取扱いの管理

陳列等の医薬品表示に不正がないこと管理

医薬品の区分陳列の管理

陳列等の医薬品の品質確保

業務に関する手順書に基づく業務の監督・管理

業務記録及びその確認

店舗における正しい掲示の確認

適切な医薬品の広告を確認

一般用医薬品以外の医薬品を販売しないよう管理

区域で適合医薬品以外の販売禁止を管理

販売業務の手順書

陳列等医薬品の品質確保措置

管理記録帳簿を備える

管理者に帳簿に業務記録させる

実務経験者の確認、証明

従事者の教育訓練等の機会の提供

【法第29条の2、法第31条の4】 遵守すべき事項を定める